

作成基準の位置づけ、手続及び構成

- 作成基準は、内閣総理大臣が定めるものであり、定めようとする際は、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。(統計法第6条)
- 統計委員会に意見を聴く際の手続は、
 - 1 内閣府が、作成基準について統計委員会に諮問。(今回は平成20年9月8日)
 - 2 統計委員会は、諮問を受けて審議。その際、国民経済計算部会に付託し、さらに、国民経済計算部会勘定体系・新分野専門委員会に付託。
 - 3 国民経済計算部会勘定体系・新分野専門委員会は、諮問に対する意見を取りまとめた答申案を作成し、それを国民経済計算部会で承認を得て、統計委員会の承認を得る。(今回は統計委員会の答申は、平成21年3月9日予定)
 - 4 内閣府は、答申案を受け、作成基準を定める。(今回は平成21年4月1日予定)
- 作成基準案の構成の考え方は以下のとおり。

